平成３０年度第２回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

１．開催日時　　平成３１年１月２３日（水）　午後１時３０分から午後３時１０分

２．開催場所　　四街道市役所　保育課２階会議室

３．出席者

《出席委員》

塚本　勝邦　、田中　正志　、原　登志子　、平　晃一　　、

菊池　忍　　、福田　三千男、川上　洋一　、廣谷　一郎　、木川　稔

《欠席委員》

兼田　徹

《事務局》

矢部健康こども部長、小島次長、大塚国保年金課長、

細川課長補佐、菅原保険税係長、片倉主事

４．傍聴人　　３名

５．議題（１）四街道市高額療養費貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）について（諮問）

（２）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について（諮問）

６．審議の経過

別紙のとおり

（会議録署名）

四街道市国民健康保険運営協議会

平成３１年３月　５日

会長　　塚本　勝邦

平成３１年２月１８日

委員　　原　登志子

	平成３０年度第２回国保運営協議会会議録 平成３１年１月２３日（水）午後１時３０分～ 四街道市役所　保育課２階会議室
事務局 （細川課長補佐）	---　開会宣言　---
塚本会長	---　会長挨拶　---
矢部部長	---　健康こども部長挨拶　---
塚本会長	会議録作成についてですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により会議録を作成することとされております。また、発言者名については、同指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっておりまして、本協議会においても明記することを平成３０年度第１回の会議で確認しております。 それから会議録への署名人ですが、私と別にもう１人輪番でお願いしたいと思います。 今回は原委員にお願いしたいと思いますが、原委員お願いできますか。
原委員	---　了承　---
塚本会長	さて、本日の会議に傍聴者はおりますか？
事務局 （細川課長補佐）	本日は傍聴希望者が３名おります。
塚本会長	本日は、傍聴希望者が３名とのことですが、この会議は、運営協議会運営要領第３条の規定により、公開が原則となっております。会議の公開・非公開の決定は、会長が協議会に諮って決定することになっております。また、傍聴人の方に配布する資料については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」により「各審議会等の判断によるものとする」とされております。本日の議題の内容は、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるなどの非公開事由に該当するとは認められないと思われますので、会議を公開としたいと思います。また、事務局より傍聴人の方へ資料を全て配布して良いと伺っています。委員の方々、その取扱いでよろしいですか。 ---　異議なし　---

塚本会長	それでは、この会議を公開としますので、傍聴希望者を入室させ、事務局は傍聴人に資料を配布してください。
塚本会長	それでは、次第の４．議題の（１）「四街道市高額療養費貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）について」を議題とします。 この議題（１）については、市長より会長宛てに諮問書が出ており、皆様には開催通知と併せて写しが送付されています。 それでは、事務局からの説明を求めます。
事務局 （細川課長補佐）	課長補佐の細川です。 議題の（１）「四街道市高額療養費貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）について」ご説明します。 ---　説明　---
塚本会長	事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。
田中委員	最後にこの貸付が実施されたのが、平成２２年度とのことですが、それ以前の状況はどうでしたか。
事務局 （細川課長補佐）	平成１６年度以降の実績では、平成１６年度に５７件、１７年度に５６件、１８年度に９７件、１９年度に１８件、２０年度に３件、２１年度に２件、２２年度に３件となっており、２３年度以降は実績がありません。 特に２４年度からは、入院だけではなく、外来診療でも限度額証の適用が開始されたことが要因だと考えています。
木川委員	貸付制度自体は残るのですか。
事務局 （細川課長補佐）	制度自体がなくなります。限度額認定証での精算が医療機関でできるということと、例えそれができなくても、後日、高額療養費の還付を受けることができるので、それで対応可能と考えています。
川上委員	基金の元金３００万円は一般会計から出ていると思うので、その残高は国民健康保険特別会計ではなく一般会計に戻すのではないですか。
事務局 （細川課長補佐）	財政部局と協議し、国保特別会計で受け入れる対応でよいと確認しています。また、基金運用の利息については、一般会計に入れると条例で明記されています。

川上委員	元金は一般会計からですか。国保特別会計からですか。
事務局 （細川課長補佐）	基金を設立した当初の状況については資料が手元にないため、不明です。 財政部局と協議し、国保特別会計で受け入れる対応としたいと考えています。
川上委員	お金を出した拠出元に戻すのが一般的な解釈かと考えますが、いかがですか。
事務局 （小島次長）	一般会計に繰り戻すことも考えられますが、この後の諮問事項である保険税条例の改正にもつながるのですが、現在、国保特別会計が厳しい状況にあります。そのため、基金の３００万円については、諸収入の雑入として国保特別会計に繰り入れて、今後の国保運営の一部にしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいところです。
塚本会長	他に何かございますか。 ---　特になし　---
塚本会長	この議題については諮問を受けておりますので皆様にお諮りしたいと思います。 「四街道市高額療養費貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。 ---　全員賛成　---
塚本会長	なお、答申書の作成については、私に一任いただきたいのですが、皆さまよろしいでしょうか？ ---　異議なし　---
塚本会長	それでは、そのように取扱いさせていただきます。 続いて、次第の４．議題の（２）「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題とします。 この議題（２）については、市長より会長宛てに諮問書が出ており、皆様には写しが送付されています。 事務局からの説明を求めます。
事務局 （大塚課長）	国保年金課長の大塚です。 議題の（２）「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」ご説明します。

	---　説明　---
事務局 （菅原係長）	続きまして、条例の改正内容について、担当の菅原より説明申し上げます。 保険税係長の菅原です。 私からは条例の改正内容についてご説明します。
	---　説明　---
塚本会長	事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。
平委員	平成３１年度の見込みのマイナス分についての対応だと解釈していますが、平成３２、３３年度では今後また対応をしていくということですか。
事務局 （大塚課長）	「参考資料３」の左側では、現状の税率を維持した場合、平成３１年度で約４，９００万円の不足、３２年度では１億９，９００万円の不足となる想定です。これは、現行税率等をそのまま使用、被保険者数は自然減、税収は減っていくという想定値です。右側は、平成３１年度に不足する部分について、一部改定をして、さらに３２年度、所得割の改定もした場合の想定です。 そうすることで、３２年度以降もその税収で維持できれば最善だと考えています。しかし、千葉県広域化による国保事業費納付金の額は、千葉県全体の医療費によって、各市町村の負担する額が算出されるため、市だけでは算出できません。その納付金が減れば、何年かはその税率を維持できると考えていますが、逆にそれが増えれば、保険税の見直しをする必要がでてきます。
平委員	今回行う改正と次年度に行う改正をして、今後はまた考えていく中で、今回は３１年度分を考えるということですね。
事務局 （大塚課長）	その通りです。
田中委員	その改定をした場合の想定だと、３４年までは基金残高がマイナスにはならないということですね。
事務局 （大塚課長）	平成３１年度に第一段階として引き上げを行い、３２年度にも第二段階として引き上げを行います。その結果、３３年度は税率改正をしなくてよいと考えています。ただし、３４年度については、基金残高がぎりぎりになってしまう

	と想定、このあたりでもう一度判断しなければならない年になると考えています。ただし、平成３３、３４年度に県が示す納付金の額に左右されます。納付金が表の想定よりも高くなければ、税率も維持できましょうし、逆に高ければ、３４年度あたりでの引き上げの検討をしなければならず、３５年度は厳しいという数値です。
田中委員	値上げをするのは初めてですか。
事務局 （大塚課長）	平成３０年度の広域化で、納付金という制度が始まったので、手探りの部分はあります。それまでは、四街道市単独で歳入と歳出を見込んで、税率を決めていました。平成１８年度に実質的値上げしてから、その税率を維持してきました。１０年以上そのままでこられましたが、そろそろ見直しが必要と考えていた時に、広域化と重なってしまったということです。
塚本会長	長いことそのままだったのですね。
平委員	他の市町村と比較となるといかがですか。
事務局 （大塚課長）	県への納付金は複雑な計算式の下、各市町村に割り振られるのですが、その市町村の国保加入者の所得水準が高いとされるところは納付金も高く、都市部以外は納付金は高額になっていないようです。四街道市が特別高いというわけではなく、千葉市に近い地区や、東葛地区についても、納付金は比較的高く設定されているようです。
川上委員	所得割などで近隣の酒々井町や佐倉市などとの比較はしていますか。
事務局 （大塚課長）	所得割、応益割でのバランスの比較はありませんが、現在の四街道市の賦課、額は県内でも低く設定できており、県内５４市町村で下から１０番目位です。
菊池委員	以前、四街道市の国保税が一番上がると報じられた際には、「それはない」、と伺っていましたが、「やはり増額か」と感じる人もいると思います。 何か、その代わりとなる減税政策のようなものはありますか。
事務局 （大塚課長）	質問に合わない部分はご了承いただきたいのですが、以前、広域化が始まる際に、理論上では県内で一番値上がりするのが四街道だと、新聞で報じられました。ただし、国、県においても、その理論上の高額の値上げを実施することがないように、公費の投入がされています。しかし、それでも今回は不足する状況に陥ってしまいました。四街道市以外では、特に比較的最近になって値上げした自治体では、今回の納付金が開始されても、急激にお金が不足しているという状態ではないようです。県では、各市町村の所得の状況に応じてバラン

	スをとって納付金の割振りをしているのですが、今回、四街道市においては、今までの安く抑えてきた税額では、納付金が工面できない状態となっています。 　自治体によっては、まだ基金の残高などが潤沢に残っている所もあるかと思います。また、好ましくはないかもしれませんが、自治体によっては、法定外の繰り入れといって、値上げを抑制するために、一般会計から資金を拠出できているところもあると聞いています。そういったところでは、値上げを回避できているところもあるかと考えています。今は短い期間での話でしたが、長い期間で見ると、どの市町村でも遅かれ早かれ、値上げの議論にはなろうかと考えています。
塚本会長	値上げの代わりの見返りはないのですか。
事務局 （小島次長）	直接の見返りはありません。今まで、保険料を都市部は安く、町村部は高く賦課してきた経緯がありますので、広域化によってその格差を是正する必要があるという考え方です。ただ、国もいきなり値上げとするのではなく「激変緩和措置」として、１，７００億円程度公費を投入して、全国に配分しています。当市でも２億円弱が配分されているのですが、それでも基金残高に不足が生じるので値上げをしないと、国保の特別会計が成り立たないので、今回このような案を示させていただきました。
福田委員	納付金の請求額が想定よりも高かった理由は何ですか。
事務局 （大塚課長）	納付金計算の基礎は、県内で医療費がいくらかかるか、という点なので、被保険者が減れば医療費も減ると推測していたため、納付金も逓減と考えていました。しかし、一人当たり医療費が増えている傾向にある中で、総医療費はあまり変動していないようで、１月の県からの内示では、納付金が高くなってしまったというところです。 　また、平成３２年度の推計で納付金の額が下がる理由は、平成２９年度までの歳入では、「保険給付に係る国庫支出金」、「社会保険などからの交付金」があったのですが、それは、各年度中に一旦概算として余裕含みで交付され、翌年度に実績確定精算、償還するというものでした。時系列的には、その償還が平成３１年度には満了するので、平成３２年度からは納付金の額が安くなろうという想定です。
田中委員	平成３１年度に所得割を上げない理由はありますか。
事務局 （大塚課長）	平成３１年度は財政調整基金の残高を充てて、それでも不足する部分を税の引上げで対応したいと考えています。所得割の引上げを３１年度は見送り、３２年度で上げるということを考えています。所得割と応益割のバランスの配分を等分にするように健康保険の法令で示されています。しかし、四街道市では

	所得割の配分が高かったので、一時的ではありますが、所得割は上げず、バランスを直したいという考え方です。ただし、それでも不足する見込みなので、３２年度からは所得割も上げることを考えています。
塚本会長	所得割の方が、負担が多いとのことですが、その割合はどのくらい違うのですか。
事務局 （大塚課長）	６対４を超える形で所得割の方が多くなっています。今回の３１年度の引上げにより、それが６対４に近づく形となります。所得割５５％、応益割が４５％位となるのが公平に近く、望ましいといわれているので、それに近づけるためです。
塚本会長	確認ですが、今回の協議会では、平成３１年度分の改定をしたいということでよろしいですか。 それで、３４年度は危ない可能性があるので、その時にもう１回改定する可能性があるということですか。
事務局 （大塚課長）	平成３１年度で第一段階として、応益割の引上げを行い、３２年度で第二段階、所得割の引上げも考えたいということです。３３年度は維持できそうですが、３４年度は見直す必要がでそうということです。
塚本会長	平成３２年度に変える数字は資料のどこに記載がありますか。
事務局 （大塚課長）	「参考資料３」の右側において、３１年度で基金の残高が１，５００万円位残せる見込みとなっているところ、３１年度の税収と３２年度の税収では１億円ほどの増収値と表現しています。３２年度も改正することで、基金の残高を残せると考えています。
塚本会長	今回の審議対象は３１年度の引上げだけなのに、３２年度も引き上げた場合の推計資料でよいのですか。
平委員	２年間のペアで引き上げることは最初に説明がありました。
塚本会長	２年間の引上げを見込んでいるということで、３１年度で上げることと、３２年度の引上げること、どちらも審議の対象ですか。
事務局 （大塚課長）	２年間で上げてみることを前提にはしていると考えて頂きたいのですが、今回は、３２年度の改定は審議していただく部分ではありません。

塚本会長	今は３１年度をなんとかしたいという事務局の意見です。協議会としては３２年度分もきちんと考えておきたいところですが、３２年度分はまた改めて審議しようということですね。個人的には、進め方として、あまり好ましくないと思います。
平委員	１年度で上げてしまうと値上げ幅が大きいのでそれを分割するということですよね。
塚本会長	引上げとしては３１年度と３２年度で行うけれども、今回の諮問の対象は３１年度の引上げのみで、３２年度の引上げはまた改めて審議したいということですが、委員の皆様はいかがですか。
田中委員	今回の諮問の対象が３１年度の引上げだけなのに、平成３２年度は所得割も引き上げたものを見込んでいる資料をつけ、３１年度だけを見て下さい、というのには資料が不足していると思います。
平委員	私も審議のための資料が不足していると思います。考え方としては、所得割と応益割のバランスが悪いのを是正したいというのに、どちらも上げたらまたまたそのバランスは崩れます。応益割を改正したから次は所得割、ではなく、最終的に適正な割合にしていくべきかと思います。
事務局 （大塚課長）	所得割と応益割のバランスについては、県が標準保険料率を示します。今回は３１年度用にと県が示した標準保険料率を参考にしています。３２年度の納付金や標準保険料率が、また約１年後に示されますので、その時点で金額、率は見直すべきだと考えています。３２年度、３３年度の納付金の額もあくまで推計値ですし、標準保険料率も県がいくら示してくるか、その辺りを加味したうえで見直しをしていきます。資料について、足りない部分があったところは申し訳ないのですが、納付金という制度が始まったばかりで、検討が難しいため、今回は、３１年度で一度引上げをさせていただいて、３２年度以降は必要となる時期にまた改めて検討させていただくという意味で資料を用意させていただきました。
塚本会長	県が示すからわからない、と説明があるので、資料の数字に不安を覚えますが、今の時点での推計はこの資料の数字でよいのですね。
事務局 （大塚課長）	その通りです。
塚本会長	そうなると、ほぼ毎年、見直しを行わないといけなくなりますが、そのつもりですか。

事務局 （大塚課長）	３２年度では、引上げを行わざるを得ないと考えています。その率でできるだけ長い期間維持していきたいと考えています。
塚本会長	「長い間」とのことですが、推計では基金は数年しかもたないですよね。
川上委員	まず、単年度会計が大原則なので、単年度でご審議いただくことが大原則です。ですから、翌々年度以降の資料は単なる参考です。それからもう１点、３１年度に改正をするという考え方からすれば、応益割と所得割がある中で、そのバランスが悪いので、片方だけ上げます、という説明が可能かと考えます。それから、過去に改定をした時の実績を説明をした上で、今回の改定は応益割だけに留め、３２年度以降の改正も想定はされるけれども、あくまでも事務局側の手控えなので、説明を求められれば言えなくもない、こういうシナリオでよいのではないかと思います。 従って、平成３２年度以降云々は今回の審議とは、直接のテーマではないと感じました。
塚本会長	納税者という立場からみたときどうかと考えるべきかと思います。
川上委員	今回の審議会に諮られている内容を、応益割と所得割を改定した場合こうなりますよ、しかし、そのままでは、応益割が低くて所得割が高く、そのバランスが悪いので、５５：４５のバランスを目途にしたい、という説明に変えることも可能かと思いますが、事務局はいかがですか。 平成３１年度改定は応益割だけに留め、来年度以降、所得割も改定するというのが、よろしいかと思います。それで決着しないといけないと思いますが、委員の皆さんいかがですか。
委員数名	---　同意　---
塚本会長	平成３１年度に税制改正について、ということでよいかと思います。 平成３１年度の税制改正について、１６，５００円から１８，０００円に変えるといった数字はどのように算出したのですか。
事務局 （大塚課長）	県の方で、各市町村が納付金を納めるのに保険料をいくらにすればよいかを示していますので、今回はそちらを参考にしています。また、それに加えて、国保特別会計の歳入で不足する額を補うのにはいくら必要かと逆算してみても、今回の数字で一致したという算出方法です。
川上委員	ここまで歳入をみてきましたが、歳出の保健事業費などは、加入者への健康づくりなどに対して行う事業と思います。保健事業費の中身についてはいかが

	ですか。
事務局 （大塚課長）	保健事業費の内訳は、多くが特定健診に係る費用や短期人間ドックを受ける際の費用助成などなので、削減を行うような部分は少なく、見直せる部分は少ないと考えています。２月の次回会議でこの内訳をお示ししたいと考えています。
事務局 （小島次長）	保健事業では、データヘルス計画の中で事業目標を設定し、事業展開をしています。特に、今回は新規に糖尿病性腎症重症化予防などにも力を入れていくところです。
事務局 （大塚課長）	保健事業費については、支出した内の一部分に国から補助が出ていますので、歳出を減らすと、その分歳入も減ってしまうこともあり、その兼ね合いが難しいところがあります。
川上委員	あくまでも感想ですが、千葉県の国保運営協議会の議事録などをみると、保険者が独自に検討すべき事柄が歳入でも歳出でも示されているので、市も一つ一つ丁寧に検討していただきたいと思います。
塚本会長	他にございますか。 ---　特になし　---
塚本会長	この議題については諮問を受けておりますので皆様にお諮りしたいと思います。 「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」、当協議会として、事務局案が３１年度の引上げ案が妥当である旨、市長に答申したいと思いますが、何か意見を付帯しますか。
田中委員	資料の改定モデルとして、平成３１年度に応益割の値上げをした後、平成３２年度に値上げをしなかった場合の３５年度までの推計値の資料を示してください。
塚本会長	それでは、事務局には、議事録送付などの際に、資料を送ってもらいます。それでは、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。 ---　全員賛成　---

塚本会長	なお、答申書の作成については、私に一任いただきたいのですが、皆さまよろしいでしょうか？ ---　異議なし　---
塚本会長	それでは、そのように取扱いさせていただきます
塚本会長	次第の５．「その他」として委員の方からは何かございますか。 ---　特になし　---
塚本会長	事務局からは何かありますか。
事務局 （大塚課長）	審議していただいた内容で、平成３１年度予算案を整えて、そのご報告を行いたいと考えています。その場として、次回会議を、２月１８日（月）午後１時３０分から保健センター３階、第２会議室で行う予定ですのでよろしくお願いします。
塚本会長	事務局からの説明が終わりました。 その他、何かございますか。 ---　特になし　---
塚本会長	それでは、本日の会議は以上としたいと思います。 皆様、お疲れ様でした。